

平成27年第2回
河内町議会定例会会議録 第2号

平成27年6月10日 午前10時04分開議

1. 出席議員 11名

1番	雑賀	茂君	3番	服部	隆君
4番	篠田	英一君	5番	野澤	良治君
6番	青野	正君	7番	星野	初英君
8番	牧山	龍雄君	9番	福智	正之君
10番	廣瀬	裕君	11番	大野	佳美君
12番	宮本	秀樹君			

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町	長	雑賀	正光君
総務課	長	羽田	健二君
企画財務課	長	藤井	俊一君
都市整備課	長	吉田	茂久君
秘書広聴課	長	石山	正光君
水道課	長	椿	法男君
経済課	長	諏訪	洋一君
教育	長	大野	繁君
教育委員会事務局	長	萩原	治夫君
町民課	長	林	博行君
福祉課	長	大槻	正己君
出納室	長	石山	和雄君
子育て支援課	長	秋山	豊君

1. 出席事務局職員

議会事務局 長 岩橋 弘

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成27年6月10日（水曜日）

午前10時04分開議

議事日程

- 日程1. 議員派遣の件
- 日程2. 一般質問
- 日程3. 議案第1号 河内町土地開発公社の解散に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程4. 議案第2号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程5. 議案第3号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程6. 議案第4号 平成26年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程7. 議案第5号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第3号）
- 日程8. 議案第6号 平成27年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程9. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程10. 常任委員会の閉会中の事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程1. 議員派遣の件
- 日程2. 一般質問
- 日程3. 議案第1号
- 日程4. 議案第2号
- 日程5. 議案第3号
- 日程6. 議案第4号
- 日程7. 議案第5号
- 日程8. 議案第6号
- 日程9. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程10. 常任委員会の閉会中の事務調査の件

午前10時04分開議

○議長（篠田英一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでありますので、ご

了承くださるようお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 日程1、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第129条第1項により、お手元に配付しました議員派遣の件のおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、そのように決定しました。

○議長（篠田英一君） 日程2、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により、質問を許します。

- 1、マイナンバー制度について、AEDについては、星野初英君からの質問です。
 - 2、環境美化対策については、野澤良治君からの質問です。
 - 3、商工業振興の取り組みと育成については、牧山龍雄君からの質問です。
- 初めに、星野初英君、登壇願います。

〔7番星野初英君登壇〕

○7番（星野初英君） おはようございます。7番星野初英です。通告に従いまして、一般質問をいたします。今回は、2項目についてお伺いいたします。

1項目めは、マイナンバー制度についてお伺いいたします。

平成25年5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が成立いたしました。皆様もご存じのように、このマイナンバー制度は国民一人一人に新たな番号を指定し、その番号を利用することにより効率的な情報の管理や利用を可能にするための社会基盤であり、行政運営の効率化、行政分野における公正な給付と負担の確保等、国民の利便性の向上を図る目的とされるものです。それには、制度実現の仕組みとして、マイナンバー付番、行政機関での情報の連携、本人確認の三つが挙げられます。

また、今回のマイナンバー法での対象範囲は、主に税と社会分野における行政事務に限定されますが、法の施行日以後、3年をめどに利用事務の拡大を目指すことを、マイナンバー法の中で明言していることから、平成25年5月に国会で成立したことを受け、平成28年1月以降の利用開始に向け、準備が進められています。今、テレビでいろいろな問題でこの問題になっているので、延びるということも予想されますが、そんな中、我が町の状況をお伺いいたします。

- 1、国が進めるマイナンバー制度の導入についての準備状況について。
- 2、導入に伴う想定される課題と対応について。
- 3、マイナンバー制度導入準備及び推進には、業務、制度、システムを総合的に統括す

る部署の設置が望まれるとありますが、制度導入を契機とした業務や組織の見直しの必要性について。

4、成立したマイナンバー法では、この機会に自治体クラウドを促進する条項が盛り込まれていますが、その対応について。

5、住民基本カード、またはマイナンバーカードを利用して、コンビニでも住民票・印鑑証明が取れるようにできないでしょうか。

2項目めのAEDについては、今回3度目になると思いますが、初めにご提案して公共施設にAEDを設置していただきました。ところが、公共施設は昼間だけしかあいていないので、そこに設置してあるAEDを24時間使用可能な屋外型収納ボックスにしていただきたいと考え、今回質問させていただきます。詳細については自席にて質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

初めにマイナンバー制度ですが、この制度は自治体の業務に大きな影響を与えるだけでなく、民間分野においても深く浸透し、国の重要な社会基盤にもなっていくであろうと言われております。

また、自治体の業務やシステムのあり方等、自治体の経営のあり方にも大きな影響を及ぼすもの考えられています。直近では、ことしの10月からマイナンバーを付番し、住民に通知が開始されるとし、これに伴う自治体で必要とする事務の範囲も幅広く、当該事務に対する制度、業務、システムも多岐にわたるとお聞きしております。

そこで、我が町ではまだまだ町民に広く伝わっていないこともあり、来年の1月には施行が決定されていますが、初めに国が進めるマイナンバー制度の導入についての現在の準備状況についてと、導入に伴う課題と対応について、羽田総務課長にお伺いいたします。

○議長（篠田英一君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 星野議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、国が進めるマイナンバー制度の導入について現在の準備状況ということでございますけれども、このマイナンバー制度ですが、おっしゃるように28年1月から行政機関での社会保障、税、災害対策などの手続などに使われるという予定になっており、当町における現在の準備状況ということですが、昨年度26年度においては、関係するシステムの洗い出し作業とそのシステムの改修を始めました。本年度27年度は、社会保障分野で関係するシステムの洗い出し作業とシステムの改修を現在進めております。

2点目の導入に伴う想定される課題と対応についてでございますけれども、一番の問題というか心配のある恐れは、情報の管理ということになると思われまいます。先週の初めですが、既に大きく報道されております日本年金機構がサイバー攻撃を受け、大量の年金情報が流出したような問題であります。マイナンバー制度の導入により個人情報外部に漏れないのか、また、成り済まし詐欺に遭わないか、などがあると思われまいます。国では身分証

がわりに使える個人番号カードに写真とＩＣチップを入れ、本人確認がしやすく、個人情報の照会などは行政機関に限定するなどの対策をしているということでもあります。

町自体では、制度の導入にあわせ利用及び情報の提供に関する条例等の制定と個人情報保護条例の改正等を行い、また、職員の意識の徹底、向上を図るために、情報セキュリティー研修会を昨年度に続き、今年度も開催いたします。

28年1月からは、希望する人は個人番号カードが受け取れるということになっていますが、ことし1月の内閣府の調査では、マイナンバーを内容まで知っていると答えたのは28.3%だということで、国民に理解がまだ深まっていないことも普及のハードルになると思われます。

町では、4月の広報紙で1面での案内をしましたが、8月と9月の広報紙で引き続き、町民への周知を図っていきたくて考えております。以上でございます。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 町のほうとしては、私が関与する部分ではないんですけども、先ほど課長が言われたように、やはり情報の漏れとかそういうことの講習を行ってくださるということで、やはりそれもきちっと行っていただきたいということと、また、皆さん本当に、マイナンバーになるということをおかしい方がいらっしゃいますので、今お答えいただいたように、広報紙等でまたしっかりとお知らせしていただきたいということで、よろしく願いいたします。

マイナンバー制度の導入、準備及び推進には、業務、制度、システム、総合的に統括する部署の設置が望まれると考えられますが、制度導入を契機とした業務や組織の見直しの必要性についてはどのようなお考えかお聞かせください。

○議長（篠田英一君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 組織の見直し等ということでございますけれども、法律では、マイナンバーそのものは社会保障と税、災害対策の分野の定められた行政手続にしか使えないということになっておりますが、今後、利用範囲がどこまで広がるか、まだはっきりしておらず、確かに関係する担当課部署では業務量が一時的にふえることも予想されますが、その事務量や継続性など不透明さもありますので、組織の見直し、例えば課を新設するとかは、現在の町の規模、人口や職員数、業務全般などを考慮すると、必要性は低いのかなと思っております。以上でございます。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 羽田課長さん、ありがとうございました。職員の方々にはちょっと大変なお仕事になるかと思いますが、ぜひともいろいろ勉強しながらよろしく願いいたします。

続きまして、成立したマイナンバー法では、この機会に自治体クラウドを促進する条項が盛り込まれていますが、その対応について藤井課長さん、答弁願います。

○議長（篠田英一君） 藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） お答えいたします。この自治体クラウドとは、地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有、管理することにかえて、外部のデータセンターで保有、管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取り組みを言っていると思われま

す。特徴といたしましては、システムの所有からサービス利用となることだと思われま

す。現在ハードウェア等は原則、自庁舎内には設置せず、ベンダー側等で用意する外部データセンターに設置し、ほかの市町村と共同利用により、経費の節減及び住民サービスの向上を図っており、今後も同様に考えております。以上です。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 藤井課長さん、ありがとうございます。

自治体は、クラウド共同利用によって単独でマイナンバー対応を進めるよりも、先ほどお話があったように費用や期間を抑えられるし、複数の自治体が集まれば、ITベンダーの開発要領も確保しやすくなる効果もあると思います。年金で今本当に騒がれています個人情報

の件も、先ほど言いましたけれども、それにはしっかりと、流出には十分配慮して今後対応してほしいと思います。

続きまして、林町民課長にお伺いいたします。

現在、龍ヶ崎市さんは、住民基本カードを使って、全国どこのコンビニでも住民票と印鑑証明が取れるようになっております。ただ、我が町の人口とは大分違いますので、利用する方の割合が違うとは思いますが、今まで住基カードは本当に400何枚程度でしたので、私も提案はしなかったんですけども、今回のもしマイナンバーが導入されとなれば、町民全員がマイナンバーをつくることになりますので、全員当てはまるのであれば、できることならコンビニで住民票や印鑑証明が取れるようにはできないものではないでしょうか、答弁、よろしくお願

いいたします。

○議長（篠田英一君） 林町民課長。

○町民課長（林 博行君） それでは、星野議員の質問にお答えいたします。

マイナンバーについて、番号法の施行日は本年10月5日となりますので、その日以降に住民票がある方全員に紙ベースで個人番号が通知されます。通知の中にカード交付申請書が同封してあり、申請をすれば28年1月以降カードが交付される予定になっております。

また、現在、住民基本カードは、町内全体で約450枚発行しております。コンビニ交付サービスの現状を見ますと、全国で100市町村、県内では龍ヶ崎市、つくば市、古河市の3市が参加している状況です。

今後、コンビニ交付サービスに参加するには、今あるシステムの改修費、サーバーの構築費が全国平均で約2,000万円、証明書交付センターの接続費は毎年100万円の経費が必要になります。当町では、平日役場に来庁できない方に予約で土日に住民票、印鑑証明書の

交付を行っています。平成25年度で41件、平成26年度で27件と、需要はそれほど多くありません。この実績を参考にしますと、利用頻度は多くを見込めず、多額の費用がかかり、費用対効果の面において、コンビニ交付サービスに参加することには慎重に検討をしたいと思っております。以上です。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 林課長さん、ありがとうございます。住基カードのときよりも、マイナンバーになることによって、先ほどご説明もありましたけれども、条例制度も、条例利用APの書き込みも不要になります。ただ、システム構築にかかる負担の証明発行サーバーのみの構築が負担となります。それがとても高額ということで私も、利用する方の割合に対しては少ない、やる価値があるのかなということも考えますけれども、できれば、もしいろいろな町の役場の機械システムが入れかえる時期、そういう時期を利用しまして、コストととかそういうことも考えながら、もしできるのであれば、今後検討していただきたいなと考えます。

夜間や休日でも、やはりコンビニで取得ができれば、土日休みの方や、また役場に申請していただけますけれども、それもおっくうな方もいらっしゃると思います。役場まで足を運ぶのも大変な方たちがこれから多く出てくると思います。今、コンビニは、いろいろな役割が果たされるようになってくる時代だと思います。先日も、コンビニの見守り等を我が町も取り入れてくださったということで、本当によかったなと思っております。これからいろいろとお金のかかることもございますけれども、今後の課題としてよろしく願い申し上げます。

続きまして、2項目めのAEDについてお伺いたします。

総務省の集計では、平成24年に一般市民がAEDによる除細動を行った病例は881件で、このうち365人、41.4%が助かり、そのうち86.8%の人が社会復帰を果たしたという結果が出ております。しかし、この年の市民に目撃された心肺停止例は2万3,797件に上り、AEDの利用は3.7%にとどまっております。幸いにして我が町では、いまだAEDを活用されたお話は伺っておりませんが、平成25年の第4回定例会での町のコンビニにAEDを設置してほしいという私の提案に、雑賀町長さんにはスピーディーな対応をしていただき、大いに評価をいたしております。

私のAEDに対する質問は、今回、多分3回になります。平成16年の第2回の定例会で質問し、公共施設に設置していただきましたが、各公共施設が開いている時間帯には使用できますが、例えば公民館の体育館とかトレーニングセンターとか、夜間または日曜日とか夏休み、そういったときに、サッカーとかミニバスケット、テニス等々の運動を行っている時期にも、もしもAEDを使うようなことが起きたときに使えないのであれば、悔いを残すようなことにもなりかねません。24時間、いつでも、誰でも使用できることを願っています。

そこで、今回龍ヶ崎市さんでは取り入れましたが、屋外にあった収納ボックスは、内部の温度をAEDが使用可能な温度、零度から50度に維持できるため、気候や天候などに左右されず保管することが可能だそうです。我が町でも現在のAEDを利用して屋外型収納ボックスを取り入れていただきたいと思います。羽田課長さん、答弁よろしく願いいたします。

○議長（篠田英一君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） それでは、24時間使用可能な屋外収納ボックス、AEDということで質問にお答えします。

町では、役場や小中学校などの公共施設12カ所と、昨年9月からは町内にある4店舗のコンビニエンスストアにAEDを設置しました。24時間使用可能なのはそのコンビニエンスストア4店舗だけであり、公共施設では、設置した当時は24時間使用可能とかの意識はなく、またそのようなことを考え、屋外型収納ボックスとかという認識もなかったのではないかと思います。

星野議員さんが昨年9月に、自動販売機にAEDということでご質問がありましたが、メーカーでは防犯上、屋外設置は難しいというお答えをしましたが、最近では公共施設などでも24時間使用可能な屋外型収納ボックスを設置し始めている事例もあり、また、お隣の龍ヶ崎市でも設置をしたとお聞きしております。

AEDには、星野議員さんがおっしゃるように、使用環境条件温度とか屋外型収納ボックスにも防犯機能を備えたもの、その種類、予算的なこともありますので、また、公共施設の管理体制、今後の推移、夜間での利用状況などを考慮して、施設管理担当課と相談しながら、設置に向けて検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 羽田課長さん、ありがとうございます。何分、予算の伴うことですが、ただ、今現在あるAEDを、例えば公民館のものを、体育館とか使うところに1台だけでも屋外につけていただけたら、やはり運動する方とかそういう方々にも安心してできるんじゃないかと考えます。

今後は、少しずつですけれども、学校にあるAEDもやはり近隣の町民の方々にも使っていただけるような、そういった今後検討をしていただきたいなど、いつでもどこでも24時間使用できる方向性ということで、民間の企業も取り入れるということもありますけれども、やはり町としても何が起るかわからない今、この時代でありますので、そういった検討もしていただきたいと思いますので、今後よろしく願いいたします。

最後になりますが、もし雑賀町長さん、このAEDに関してご所見がございましたらお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今のAEDについてなんですけれども、本当に今、24時間という

こと、コンビニでは4カ所ですか使えるということで、それ以外の場所での24時間というのは、本当に星野議員さんのこういうご質問がなかったら、私もちょっと気がつかなかったものですから、今、総務課長が答弁しましたように、よく検討してなるべく使えるような状況をしっかりと検討してみたいと思います。

そういうことで、ちょっとお時間をいただければ何とか方法があるんじゃないかと思えますので、そういうことでひとつよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 雑賀町長、ありがとうございます。

今後町民の安全・安心のためにしっかりと前向きに検討していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（篠田英一君） 次に野澤良治君、登壇願います。

〔5番野澤良治君登壇〕

○5番（野澤良治君） 皆さん、おはようございます。議会マイナンバー5番、野澤です。通告に従いまして一般質問をいたします。

6月を迎え、田んぼもほぼ完了し、農家の方々は一段落ということでございますけれども、関東地方も梅雨入りをし、毎日じめじめした天候が続くことが予想されると思えます。皆さん、体調管理には十分気をつけていただきたいというふうに思います。

また、国の平成27年度予算は、経済対策及び26年度補正予算や税制改正とあわせて、経済再生と財政再建の両方を実現する予算という編成をされたようでございますが、その内容の中で地方の創生という観点から、まちづくり・人づくり・仕事づくりを推進するというため、政府は総合戦略の基本目標を明確に設定し、地方創生という言葉が盛んに使われております。日本全体の予算で1兆円ほどが計上され、自主性や主体性を最大限発揮し、地域の実情に応じたきめ細やかな政策を可能にするためとしております。

河内町としても、これらに基づき、総合戦略策定事業にかかわる有識者会議の立ち上げ、また、特産品開発事業でのプレミアム商品券の発行等が予定されておりますけれども、地域の英知と知恵を出し合って、河内町にマッチした総合戦略の策定を願うものであります。

また、今回の一般質問につきましては、環境美化の現状について、また道路・里親制度についてお伺いします。詳しい内容につきましては自席より行いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（篠田英一君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） それでは、環境美化についての1回目の質問をさせていただきます。

木々や花などが毎年成長し、それに伴い、除草等も毎年行わなければならないのが現状でありますけれども、現在河内町で使われている環境美化に対する予算及び事業内容について、担当課長より答弁をいただきたいと思えます。

○議長（篠田英一君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 環境美化についてお答えします。

現在、道路に関する環境美化の取り組みといたしましては、長竿バイパスにあります桜・アジサイ並木が対象となると思われま。

これに関する予算と施工内容となりますと、26年度の実績になりますが、まず長竿バイパス法面の除草費用が年間3回で250万円、桜・アジサイ並木の剪定、病虫害駆除、施肥を合わせ約66万円、合計いたしますと、年間約320万円が長竿バイパスの環境美化費に関する費用として支出しております。以上です。

○議長（篠田英一君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） それでは、今お答えがありましたけれども、町が行っている工事での除草、または公共施設・公園等について具体的な地区もしくは路線名、名称、金額についてお答えいただければというふうに思います。

○議長（篠田英一君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 先ほどと同様ですが、平成26年度の実績となります。町道及び水と緑のふれあい公園の除草作業費用に關しましては、まず、町内全域約30カ所をまとめて委託するんですが、主に通学路・幹線道路の見通しの悪い交差点、町が管理する道路敷などの除草費用に約41万円、次に、金江津の大排水路沿いの除草作業費用に約46万円、次に利根川堤防専用道路の除草作業費用に年3回で約300万円、公園になりますが、水と緑のふれあい公園の除草・清掃・植栽管理費用に約280万円、合計いたしますと、年間約667万円が道路・公園の除草及び管理費用となります。

○議長（篠田英一君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） 1回目と2回目の答弁の中で具体的な箇所と金額について答弁をいただきましたけれども、この場所については全て業者さんに発注されたということでしょうか。

○議長（篠田英一君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） はい、そのとおりでございます。全て業者に発注したものの実績でございます。

○議長（篠田英一君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） ありがとうございます。

続きまして、道路里親制度についてお伺いをしたいと思います。

今現在、茨城県の出先機関である各土木事務所、また市町村においても、道路里親制度を制定し、活動しているところがあるようでございます。各自治体によって制度の内容は多少異なりますが、主な目的としては、道路の清掃美化を地域住民団体と共同して行うボランティアサポート事業として、道路の清掃・除草・花壇の手入れなどを自治体にかわって行っていくという制度でございます。その中で、河内町での現状について答弁をいただ

きたいというふうに思います。

○議長（篠田英一君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） お答えします。現在、河内町としては、道路里親制度は制定しておりません。しかし、国道・県道が対象となりますが、茨城県が実施しております道路里親制度には登録が可能となっております。

○議長（篠田英一君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） 町としては制定していないという答弁でございましたが、1問目の答弁の中で環境美化に対する予算として合計で約1,000万円のお金が使われております。全てこれをなくすというのは、当然無理だとは思いますが、制度を制定し、または町が働きかけをして、団体を結成していただければ、町民の美化意識の向上、または地域の連帯感も生まれ、費用負担も軽減され、浮いたお金を別の事業に回すこともできるのではないかと考えますが、答弁をお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 野澤議員のおっしゃるように、今後町道の景観や管理をお手伝いしていただける団体等があれば、当町といたしましても制度の制定について検討をしてまいりたいと思っております。

○議長（篠田英一君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） ありがとうございます。今後、河内町においても少子高齢化が急激に進み、多方面での助け合いが必要になってくると思われまます。身近でできることや、自分たちの地域は自分たちで守っていくような意識づけというものをしていく上でも、道路里親制度の登録などができればと思います。そのためには、団体の結成をお願いしたり、ボランティア団体やNPO法人などさまざまな働きかけをすればいいのかなと思います。その辺について、最後に町長よりその辺のお考えの答弁をいただいて、私の一般質問とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 野澤議員の今の最後の質問なんですけれども、やはりおっしゃるように、少子高齢化の中でやはり、例えば定年制が今60歳ですけれども、それが65とか70になったとしても、その後の余暇をどうして過ごそうかとそういう中で、私は、我が町のそういう環境美化というか、自分の町をきれいにするということは、きっと誰でも自分の家をきれいにするのは当たり前ですけれども、その周りもやっぱり目が向いて、そういうことというのは大切なことだし、これからやはり自分の町は自分の手できれいにしていくと、環境をよくしていくというのがこれは非常に大切だと思います。

そういう意味では、県の里親制度とか、あと各自治体で里親制度ですか、そういうのをやっていると聞き及んでおりますので、できれば、どのぐらいの方が団体で参加してくれるかも含めて、今後よく検討して、そういうことを現実的にどうやったら、そういうボラ

ンティアの方に中に入っていて、自分の近くの道路ですとか公園も含めて実際に参加していただけるか、そういうことを具体的に検討する価値があるなというふうにも実際考えておりますので、今後、これに関して具体的に庁内で検討していきたいというふうにも考えております。以上であります。

○議長（篠田英一君） 次に、牧山龍雄君、登壇願います。

〔8番牧山龍雄君登壇〕

○8番（牧山龍雄君） おはようございます。8番牧山でございます。

通告に従いまして、商工業の取り組みと育成について質問したいと思います。

まず初めに、一つとして町の基幹産業である農業政策、その中での地域産業の育成に取り組んできました。そして直販センターをつくり約15年が過ぎましたけれども、農産物のブランド化やPR等に随分貢献してきたと思います。

今回は商業についてお聞きします。今まで取り組んでこなかった、とは言いませんけれども、もう一度そのことを積極的に見つめ直すことで、まちづくりの一つになるのではないかと思います。そういう観点から自席にて詳細を質問したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） 今、河内町では河内町商工会に補助金400万円を支出しています。その補助金を出すこととなった経緯とその金額の内容について、担当課長にお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） 牧山議員のご質問にお答えいたします。

商工会の事業運営に関する補助金ということですが、こちらはもう商工会が設立されて昭和の時代から継続されておりますけれども、平成27年度は予算で、おっしゃるように400万円が予算措置されております。

これは、町の商工会が行っている商工業者の育成指導、町内経済の活性化及び地域振興を目的とした各種の事業等について補助を行い、町の商工業の振興を図るという目的で補助金が交付されております。近隣市町村におきましても、地元の商工会へ同様の目的に補助金を交付しております。以上でございます。

○議長（篠田英一君） 8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） ありがとうございます。ただいま課長から答弁ありましたけれども、その手続の手数料とかそういう形で、この400万円の内容があるということですが、それは私たちに400万円もらっていると、商工会の、商工業の育成に随分取り組んでいるというイメージを持たれますけれども、なかなかそれは手数料であって、事業に取り組んでいるというイメージがちょっとなかったと思います。

それで今回、プレミアム商品券とか何かいろいろやりますけれども、これはやっぱり事

業をやるたびにその事業費として町商工会に出るということで、これもやっぱり手数料的な意味合いを持っているお金だと思います。

後ろに商工会の会長がいるので余り詳しいことは言えないんですけども、でも、会長もちょっと心配していることなので、町の商工業の発展のためにちょっと質問させてもらっていますけれども、今見ますと、こういういろいろな事業、なかなか商工会でも手薄だし、やはり商工会も会費を取ってやっているのは会員のための商工会的なものがある、それを今度一般の人にもう少し広めたいという気持ちでちょっと今回も質問させてもらったんですけども。

今、河内町でもいろいろな趣味の世界で公民館等でやっていますし、また、食の文化ということで何か料理教室みたいなものもやっております。そしてまた、こども園の卒園式のときにでも、子どもの夢なんかでも発表されているのを皆さん聞いていると思いますけれども、パティシエになりたいとか何かやりたいという、そういう夢がありますね。そういうのをやっぱり考えていくことによって、町の一つの活性化になるんじゃないかと。その取り組みとしてどうしたらいいのかなという考えを持っています。

そこで町の今考えている取り組みについてちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（篠田英一君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） 現在取り組んでいること、及びこれからちょっと強化していきたいことを中心にお答えいたしたいと思います。

これからの商工業の育成というものにつきましては、町とこれまでどおり町商工会が緊密に連携し、施策を行っていくことが重要ではないかと考えております。町が商工会と連携し、昨年度から始まりました町プレミアム商品券の発行事業ですけれども、昨年初年度ということで発行部数1,000セットを完売いたしまして、地域経済の活性化に寄与したのではないかとこのように考えております。

平成27年度につきましては、国の交付金を活用し、購入金額1万円で20%のプレミアムを上乗せし、1万2,000円の利用ができることといたします。なお、公平性を保つために町民1人が1セットを購入できる期間を設け、7月から販売を予定しております。商品券を利用できる町内の加盟店につきましては、昨年度よりもふえることを予想しておりますけれども、前回以上に町内での消費活動を促すことができると期待しております。

また、商工会とこちらも連携している制度なんですけれども、中小企業の金融制度、こちらは自治金融と振興金融という資金融資の制度がありますが、東日本大震災以来、町のこちらの融資のほうも若干低調さみではございましたけれども、平成26年度につきましては1億2,955万円と、平成24年度の約5倍となりまして、地域の資金需要の回復傾向がうかがえるなというふうに考えております。今後も町商工会と連携し、資金のあっせん及び信用保証料の補助を行うこと等により、地域経済の資金需要に適切に対応していきたいと考

えております。以上でございます。

○議長（篠田英一君） 8番牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） どうもありがとうございます。私の質問は商工会という形であったんですけれども。

商工会は商工会で一所懸命やっているんですけれども、やはり先ほど質問したように、町民がもう少し生き生きとできるような環境をつくっていくことが大事かなと思います。そのためにも、今度多分、学校が統廃合されまして空き教室なんかできますけれども、そういうところに教室を、趣味とかそういうところに貸していく考え方とか、そういうのをこれから検討していってほしいと思います。

そして、これは商業ばかりで、今度工業のほうも、やはり地場産業育成ということで、地域地域に工業を誘致するというのも、これはちょっと課長のほうの担当ではないということなんですけれども、やはり道路を整備して企業を誘致するというのをこれからもうひとつ考えていかなきゃならないと思います。金江津にあったウエラ化粧品がなくなって、結構やはり町にも打撃があったと思います。そういう観点から道路を早く整備して、工業をそういう企業を誘致するというのも必要かなと思います。そのためにはまず、早く生板バイパス、あそこら辺も今手がけているやつを県のほうに強く要請していただきたいと思います。そして、こういうことを民間の力を利用してまちおこしや地方再生、活性化というものができていくと思います。

そして、今、町長も取り組んでおりますけれども、六次産業化の中で、それもこれから、そういう商工業に結びついていくものだと考えております。これからの取り組みはどのようにお考えなのかちょっとお伺いして、最後の質問とします。よろしく申し上げます。

○議長（篠田英一君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） 今ご質問ございましたように、これからの取り組みということで、例えば今、現在町のほうとしましては、総合計画の中で町の特性を生かした産業の振興ということで、農業を含めて工業の振興及び商業の振興ということで基本計画等を定めております。この基本計画というものは、総合計画の中で基本構想というものがございまして、そちらで定められた施策の大綱に基づきまして、個別の内容について現状の課題であるとか、今後の方向性であるとか、施策等を定めています。

統計のデータを確認しましたところ、町の年間の商品販売額というのが平成23年度で72億円というふうになりまして、平成6年の179億円がピークということで、減少傾向になっております。

また、工業のほうでは製造品の出荷額等従業員4人以上のデータでございますけれども、こちらが平成25年で124億円、ピーク時の昭和60年の295億円ということで比較しますと、こちらも減少という形になっています。おっしゃるようなウエラ化粧品の工場のほうがなくなったとか、そういったことの部分の影響も出てきているのかなというふうに考えてお

ります。

今後、こういった取り組みをしていくかという形で、例えば計画ベースの話でいいますと、現在の第4次総合計画というのは、平成19年度から平成28年度までの10年間、こちらのほうが計画の対象年度というふうになっておりますけれども、今ご指摘いただきましたような商工業、また農業も含めて、さまざまな諸課題がございますので、そちらを今後第5次の河内町総合計画を策定するに当たり、主管課の企画財務課と協議しながら適切にそういった課題とその対応について反映をしていきたいというふうに考えております。

もちろん六次産業化につきましても、こちらのほうで現行の課題というふうになると考えております。以上でございます。

○8番（牧山龍雄君） ありがとうございます。

○議長（篠田英一君） 以上で、一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。11時、再開します。

午前10時50分休憩

午前11時00分開議

○議長（篠田英一君） それでは、再開いたします。

○議長（篠田英一君） 日程3、議案第1号 河内町土地開発公社の解散に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 河内町土地開発公社の解散に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程4、議案第2号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程5、議案第3号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程6 議案第4号 平成26年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 平成26年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程7、議案第5号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第5号の質疑を求めます。

11番大野佳美君。

○11番（大野佳美君） 民生費の中で、9ページ、生活扶助費の中で11の次世代支援金というのがあります。それは1,363万円の減額になっているということ、その内訳はどういうわけで減額修正するのか、それを伺いたい。

○議長（篠田英一君） 秋山子育て支援課長。

○子育て支援課長（秋山 豊君） それでは、お答えいたします。これにつきましては、繰越明許という形で平成26年の今回報告の中で計算書が出ていたと思うんですが、補助金を使って次世代育成支援金を支給するというので、1,363万円同額を26年度の予算で繰越明許して支出する。ですから、次世代育成支援金はそのまま引き続きやるんですが、27年度の予算が計上してあったために今回減額させていただいて、26年度の繰越明許して使うという形で今執行しております。以上です。

○11番（大野佳美君） はい。

○議長（篠田英一君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

6番青野 正君。

○6番（青野 正君） 11ページの教育費ですか、事務局費で、補助金で英語検定受験奨励金というののこれはどういう、子どもたちの受験のあれ、それとも先生のあれか、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） それは、英語検定の奨励費ですけれども、それは今年度ハワイ研修ということもありますし、中学生の英語検定に1人1,000円ですか。実際に英語検定については、その検定の級によっては金額が違うんですけれども、1人1,000円を補助したいということで、該当する生徒が中学生ということで約245名を予定してございます。以上です。

○6番（青野 正君） はい、わかりました。

○議長（篠田英一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程8 議案第6号 平成27年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第6号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 平成27年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程9 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程10、常任委員会の閉会中の事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務の事務調査について閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉

会中の事務調査とすることに決しました。

○議長（篠田英一君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。
これにて、平成27年第2回河内町議会定例会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。

午前11時08分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署名議員

署名議員